

<p style="text-align: center;">埼玉県木協だより 第45号</p>	<p style="text-align: right;">発行日：平成27年2月25日</p> <p>発行責任者：（一社）埼玉県木材協会 会長 坂東 正一郎 編集責任者： " 副会長 関根 進</p>
---	---

○「埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業」の申込みは、
2月末で終了になります！

申込みが済んでいない、又は、要件を満たしている建物でも申込みをしていない場合がありますら手続きをお願いいたします。

また、大工、工務店さんへもお知らせください。

補助要件

- 1 平成26年4月1日以降に着工し平成27年3月16日までに上棟できるもの
- 2 新築の場合、さいたま県産木材の使用量が全ての木材使用量の60%以上、または使用量（ m^3 ）が延床面積（ m^2 ） $\times 0.15$ の60%以上のもの（合板^{*}は除く）
- 3 増改築、内装木質化の場合、さいたま県産木材の使用量が $3m^3$ 以上のもの

※合板は、延床面積割合のみなし木材使用量から除きます。

県産木材使用量 $>$ (延床面積 $\times 0.15$ - 使用する合板材積) $\times 0.6$

(例) 延床面積 $120m^2$ で合板使用量 $4.68m^3$ の場合

$(120m^2 \times 0.15 - 4.68m^3) \times 0.6 = 7.99m^3$ 以上の県産木材使用量があれば対象となります。

合板計算式

合板1枚当り： $1.82 \times 0.91 \times 0.024 = 0.039m^3$

120枚使用： $0.039 \times 120 = 4.68m^3$

(実際は、屋根12mm、外壁9mmを使用しますが24mm換算で計算しています。)

木材使用量の計算についてご不明な点がございましたら

(一社)埼玉県木材協会事務局安井までお問い合わせください。(048-822-2568)

○ **アイデア募集しています！木材需要拡大緊急対策事業の実施について**

当協会が、国の平成26年度補正予算「木材需要拡大緊急対策事業」の木造住宅等需要拡大支援事業に取り組むこととなりました。この補助事業の中で各地区組合等において木材需要拡大のための新たな活動に取り組めます。

木材産業の振興に、またとない機会ですので是非ご検討をお願いいたします。

詳しくは、下記URLより林野庁の公募要領をご参照ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/supply/hojyo/27koubo_1/pdf/koubo_jutaku.pdf

○ **知っていますか？軽油引取税の課税免除の特例措置について**

第44号でお知らせしましたが「林業・木材加工業・木材市場業・たい肥製造業に係る軽油引取税」の課税免除の特例で適用期限が3年間延長になります。1キロリットル当たり32,100円の免除になります。

この適用をこれまで受けていない事業者の方は経費の軽減になりますので管轄の県税事務所へ手続きを行ってください。詳しい手続きの内容は県税事務所「軽油引取税」の担当へお問い合わせください。